

# 町長選挙及び町議会議員一般選挙 は4月21日(日)が投票日です

任期満了に伴う町長選挙及び町議会議員一般選挙の投票日は、4月21日(日)です。

私たち町民の代表を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

告示日 4月16日(火)

投票日 4月21日(日)

## 立候補予定者説明会

・日時 3月20日(水)

午前10時から

・場所 役場2階 第3会議室

※当日、説明会で使用する立候補の手引は、有償になります。

○立候補の手引 1,080円



政治家の寄附禁止

## ◎政治家の寄附禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、い

かなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚式及び披露宴における祝儀

②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

◎政治家に対する寄附の勧誘及び要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

また、政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◎後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪・香典・祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により、行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、処罰されます。

## ◎年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

◎あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞又は雑誌などにより有料の広告を出すと処罰されます。

また、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◎お問い合わせ

町選挙管理委員会(総務課内)

☎(84)1111(内線213)

政治家の寄附は禁止!  
有権者が求めるのもダメ!



# 中の島公園のお知らせ

利根川と江戸川の分岐点に位置する中の島公園の「こぶし」は、高さ約13m、幹回り約3.7mで関東最大級・最長寿と言われていますが、ここ数年、老齢や昨年の台風の影響により、上部の枝に枯死や衰弱が見られていたことから保全対策を実施しています。こぶしの保護のため、周囲の柵内への立ち入りはご遠慮ください。

また、情報・防災ステーションごかの駐車場は、第1、第3月曜日は閉鎖となります

ので、お出掛けの際は、ご注意ください。

◎お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582(直通)

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願ひします。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願ひします。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願ひします。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願ひします。

